

(登録の要件等)		
第十八条 国土交通大臣は、前条の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。		
一 別表第一に掲げる機械器具その他の設備を用いて講習が行われるものであること。		
二 次に掲げる科目について行われるものであること。		
イ 労働生理		
ロ 船内衛生		
ハ 食品衛生		
ニ 疾病予防		
ホ 薬物		
ヘ 労働衛生法規		
ト 保健指導（救急処置及び看護法に関する実習を含む。）		
三 前号に掲げる科目にあつては、別表第二の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。		
2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしなければならない。		
一 法第八十一条（船内衛生の保持に係る場合に限る。）、第八十二条、第八十二条の二又は第八十三条の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者		
二 第二十一条において準用する第四条の十三の規定により第十二条第八号の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者		
三 法人であつて、登録講習事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの		
3 第十二条第八号の登録は、登録講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。		
一 登録年月日及び登録番号		
二 登録講習を行う者（以下「登録講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名		
三 登録講習実施機関が登録講習事務を行う事務所の名称及び所在地		
四 登録講習実施機関が登録講習事務を開始する日		
(登録の更新)		
第十九条 第十二条第八号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失ふ。		
2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。		
(登録講習事務の実施に係る義務)		
第二十条 登録講習実施機関は、公正に、かつ、第十八条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録講習事務を行わなければならない。		
一 講習は、講義及び実習により行われるものであること。		
二 講習は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行つこと。		
講 習 科 目	時 間	数
一 労働生理	七時間	
二 船内衛生	十時間	
三 食品衛生	七時間	
四 疾病予防	十四時間	
五 薬物	八時間	

六 労働衛生法規		四時間
七 保健指導（救急処置及び看護法に関する実習を含む。）		五十時間（救急処置及び看護法に関する実習二十時間以上を含む。）
三 衛生管理者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、第十八条第一項第三号に該当する者に行わせること。		
(準用)		
第二十一条 第四条の六から第四条の十六までの規定は登録講習、登録講習実施機関及び登録講習の実施に関する事務について準用する。		
附則の次に別表として次の二表を加える。		
別表第一（第四条の三及び第十八条関係）		
一 血圧計		
二 聴診器		
三 注射器		
四 包帯及び添え木		
五 人工呼吸及び心臓マッサージの実習用モデル人形		
別表第二（第四条の三及び第十八条関係）		
講 習 科 目	条 件	
一 労働生理	一 医師 二 看護師	
二 船内衛生	一 医師 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）以下「大学等」という。）において衛生又は化学に関する学科を修得して卒業した者 三 国又は地方公共団体の公務員として労働、衛生又は保健に関する法令に関する事務に従事した者 四 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力を有する者	
三 食品衛生	一 栄養士 二 大学等において栄養又は衛生に関する学科を修得して卒業した者 三 国又は地方公共団体の公務員として栄養又は衛生に関する法令に関する事務に従事した者 四 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力を有する者	
四 疾病予防	一 医師 二 看護師 三 大学等において衛生又は保健に関する学科を修得して卒業した者 四 国又は地方公共団体の公務員として衛生又は保健に関する法令に関する事務に従事した者 五 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力を有する者	